

『岩美・若桜・智頭都市計画区域マスタープランの見直し素案』について ＜公聴会開催のご案内と公述人の募集＞

鳥取県は、県東部地域の市町の都市計画区域毎で、都市計画の目標を示す「都市計画区域マスタープラン（正式名称：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」を平成16年に策定しています。

しかし、現在の人口減少や少子高齢化の進展等の社会情勢の変化や、立地適正化計画などの町が取り組むまちづくり施策を踏まえ、「都市計画区域マスタープラン」の見直しを進めています。

この度、「都市計画区域マスタープラン」の案を作成するにあたり、住民の皆様からのご意見を案に反映させるため、公聴会を開催します。

公聴会は、予め一般の皆様から募集した公述人が公開の場で「都市計画区域マスタープラン」の素案に対して意見陳述を行うものです。公述人を希望される方は、事前に申し出てください。

公聴会開催のご案内

【日時】

令和8年11月20日（金）午後2時～

【場所】

鳥取県庁 第2庁舎 第34会議室（4階）

【注意事項】

- ・公聴会の傍聴は、どなたでも参加できます。
- ・発熱や咽頭痛、咳などの症状がある方は、来場をお断りします。

【その他】

- ・公述人の申出がない場合、公聴会を開催しません。
- ・開催の有無は、県庁まちづくり課ウェブサイトでお知らせします。

都市計画の手続き

公聴会の開催

都市計画の案の公告・縦覧

都市計画審議会の審議

都市計画の決定

公述人の募集

（1）申出方法（メール、郵送等による）

- ・見直し素案に意見のある方で公述人を希望される方は、様式を参考に、下記提出先に公述人申出書を提出してください。
- ・公述人申出書には、住所、氏名、電話番号、意見要旨（400字以内）を記載して下さい。

提出期限：令和8年11月9日（月）

（郵送の場合、11月9日必着）

（2）公述人の決定

- ・公述人に決定した方には、事前に「公述人決定通知」をお送りします。
- ・同じ趣旨の意見が多数ある場合は、公述人の数を制限させていただくことがあります。

【都市計画区域マスタープラン見直し素案の閲覧方法】

- ・県庁まちづくり課ウェブサイトからダウンロードできるほか県庁（7階まちづくり課）、岩美町役場（2階建設水道課）、若桜町役場（2階企画政策課）、智頭町役場（2階地域整備課）窓口でも閲覧できます。
- ・県庁まちづくり課ウェブサイト <https://www.pref.tottori.lg.jp/47892.htm>

公述人申出書

【参考様式】

令和8年●月●日

鳥取県知事 平井伸治様

〇〇〇〇見直し素案に対して、次のとおり意見を述べたいので公述人の申出をします。

<<意見要旨（400字以内）>>

公述人申出人

住所

氏名

電話番号

電話

《応募・問合せ先》鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

郵送：〒680-8570（所在地記載不要）電話：0857-26-7366

電子メール：machizukuri@pref.tottori.lg.jp